

交 運 甲 達 第 1 4 号
交 企 甲 達 第 2 1 号
交 指 甲 達 第 1 3 号
交 規 甲 達 第 6 号
平成 2 1 年 7 月 2 4 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の運営について

みだしの件については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 2 1 年内閣府令第 3 3 号。以下「改正府令」という。別添 1）及び車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を定める内閣府告示（平成 2 1 年内閣府告示第 2 4 9 号。以下「告示」という。別添 2）が平成 2 1 年 6 月 2 2 日公布され、同年 9 月 1 日から施行されることとなった。これらの趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、円滑かつ適切に施行されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

1 趣旨

これまで、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に区分する基準となる車体の構造は、「二輪の自動車（側車付きのものを含む。）」とされ、三輪の自動車は側車付きの大型自動二輪車又は普通自動二輪車に該当しない限り、普通自動車に区分されていた。しかし、三輪の自動車の中には、車輪及び車体を傾斜して旋回する構造を有するなど、従来三輪の普通自動車とは異なる構造の車両が相当数存在することが明らかとなり、これらの車両の運転特性について確認を行った結果、二輪車に近い運転特性が認められたことから、これを二輪の自動車とみなし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に区分することとされたものである。併せて、改正府令の施行の際現に普通自動車対応免許（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 7 1 条の 5 第 2 項に規定する普通自動車対応免許をいう。以下同じ。）を受けており、かつ、二輪の自動車とみなされ、大型自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定大型自動二輪車」という。）又は普通自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定普通自動二輪車」という。）（以下これらを「特定二輪車」と総称する。）の運転に従事している者（以下「特定二輪車運転従事者」という。）が、改正府令及び告示の施行後も、特定二輪車の安全な運転を継続できるよう、所要の経過措置が設けられたもの。

2 内容

(1) 自動車の区分の見直し

車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車については、二輪の自動車とみなして、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第2条の表を適用することとし、内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を、次に掲げるすべての要件を満たすものとされた。（府令第2条及び告示）

ア 3個の車輪を備えていること。

イ 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。

ウ 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であること。

エ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。

(2) 経過措置

ア 特定二輪車運転従事者が特定二輪車を運転する場合の経過措置

特定二輪車運転従事者が受けている普通自動車対応免許については、施行日（平成21年9月1日。以下同じ。）から起算して1年を経過する日（平成22年8月31日。以下同じ。）までの間は、特定二輪車の運転に従事する場合に限り、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）又は普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）（以下これらを「二輪免許」と総称する。）とみなして、二輪の自動車のうち特定二輪車に限り運転することが可能とされた。また、このみなしは、施行日から起算して1年を経過する日以前に二輪免許を受けた者（下記イ（イ）による免許（以下「特定二輪車限定免許」という。）を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日までの間とされた。（改正府令附則第2項及び第3項）

イ 特例試験の実施

(ア) 特例試験の実施

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、特定二輪車運転従事者に対しては、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、技能試験において特定大型自動二輪車を使用する大型二輪免許の運転免許試験又は技能試験において特定普通自動二輪車を使用する普通二輪免許の運転免許試験（以下「特例試験」という。）を行うことができることとされた。（改正府令附則第4項及び第5項）

(イ) 特定二輪車限定免許の付与

公安委員会は、特例試験に合格した者に対し二輪免許を与えるときには、運転することができる自動車の種類を、大型二輪免許にあっては特定大型自動二輪車及び特定普通自動二輪車に、普通二輪免許にあっては特定普通自動二輪車に限定することとされた。（改正府令附則第6項）

(ウ) 運転従事証明書の添付

特例試験を受けようとする者は、特定二輪車の運転に従事している者に該当する者であることを証明する書類を運転免許申請書に添付しなければならないこととされた。（改正府令附則第8項）

(I) 取得時講習の免除

上記(イ)による二輪免許を受けようとする者については、取得時講習の受講を免除することとされた。(改正府令附則第12項)

ウ 二人乗りに関する特例

二輪免許を受けた者は、二輪免許を受けていた期間が通算して1年(高速自動車国道等においては、20歳以上であり、かつ、二輪免許を受けていた期間が通算して3年)に達しないときは、二人乗りをすることができないこととされている(法第71条の4第3項から第6項まで及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第26条の3の3)が、特定二輪車運転従事者については、次の特例が定められた。

(ア) 施行後に二輪免許(特定二輪車限定免許を含む。)を受けるまでの間の二人乗りについて

上記アにより普通自動車対応免許が二輪免許とみなされている者については、二輪免許(特定二輪車限定免許を含む。)を受けるまでの間、二人乗りをすることができるとされた。(改正府令附則第9項)

(イ) 二輪免許(特定二輪車限定免許を含む。)を受けた後の二人乗りについて

二輪免許を受けた日前に特定二輪車の運転に従事していた期間(以下「運転従事期間」という。)を証明する書類を住所地を管轄する公安委員会に提示し、運転従事期間の確認を受けることにより、次の者について特定二輪車の運転従事期間を二輪免許を受けていた期間とみなして、二人乗りの条件に関する期間を計算することとされた。(改正府令附則第10項及び第11項)

a 特定二輪車限定免許を受けた者

b 施行日から1年6月以内に二輪免許を受けた者(上記aに該当する者を除く。)

なお、施行日から1年6月以内に二輪免許を受けた者を特例の対象としたのは、令第26条の3の3の規定により、現在受けている二輪免許を受けた日前6月以内に二輪免許を受けていたことがある者については、当該受けていたことがある二輪免許を受けていた期間についても二人乗りの運転経験に算入することとされているところ、特定二輪車運転従事者については、上記アのとおり、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、二輪免許を取得しなくとも特定二輪車を運転することが可能とされたことから、施行日から起算して1年を経過する日の後、6月以内に二輪免許を受けた者についても、これと同視することができるためである。

c 施行日前に二輪免許を受けた者

3 留意事項

(1) 改正内容の周知の徹底

今回の法改正により、自動車の区分が変更され、特定二輪車を運転する際には二輪免許を要することとなること、これに伴い交通規制や運転者の遵守事項等の道路交通法上の取扱いが変更されること及び特定二輪車運転従事者に対して特例試験を実施することとしているなどについて、県警ホームページに掲載する等の広報啓発活動を

積極的に実施するほか、販売業者等に協力を求めるなどして、県民に対し周知の徹底を図ることとする。周知に当たっては、特に次の事項について誤りのないように留意すること。

ア 特定二輪車を運転する者は、施行日以後、運転の際に乗車用ヘルメットをかぶらなければならないこと。

イ 特定二輪車運転従事者は、施行日から1年を経過する日までの間、特例試験を受け、これに合格した者は特定二輪車限定免許を受けることができること。

ウ 特定二輪車運転従事者は、施行日から1年を経過する日までの間（二輪免許（特定二輪車限定免許を含む。）を受けたときは、当該免許を受けた日までの間）、特定二輪車を運転することができ、この場合には下記エの二人乗りの規制は及ばないこと。

エ 二輪免許（特定二輪車限定免許を含む。）を受けた特定二輪車運転従事者にあつては当該免許を受けた日以後、特定二輪車運転従事者以外の特定二輪車を運転する者にあつては施行日以後、二輪免許（特定二輪車限定免許を含む。）を受けていた期間と公安委員会の確認を受けた運転従事期間が通算して1年（高速自動車国道等においては、20歳以上であり、かつ、二輪免許（特定二輪車限定免許を含む。）を受けていた期間と公安委員会の確認を受けた運転従事期間が通算して3年）に達しないときは、二人乗りをすることができないこと。

オ 特定二輪車を運転する者は、施行日以後、二輪の自動車に対する通行の禁止等の交通規制に従わなければならないこと。

カ 施行日以後、特定二輪車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、100キロメートル毎時（施行日前は、特定二輪車は三輪の普通自動車に該当していたため、80キロメートル毎時）であること。

(2) 警察職員に対する教養の実施

特定二輪車を運転する者に対する法令の適用や特例試験の手続等の教示に誤りのないよう、交通指導取締りに従事し、又は問い合わせを受けることが予想される警察職員に対する教養を行うこと。

(3) その他

特例試験の実施方法、二人乗りの条件に関する期間を計算するための特定二輪車の運転従事期間の確認手続、運転者管理システムにおける処理方法、特定二輪車を運転する者に対する交通指導取締りに当たっての留意事項等については、別途指示する。

府 令

○内閣府令第三十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

備考 車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車については、二輪の自動車とみなしてこの表を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、平成二十一年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現に普通自動車対応免許（道路交通法（以下「法」という。）第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。以下同じ。）を受けており、かつ、改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二条の表備考の規定によって二輪の自動車とみなされることにより大型自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定大型自動二輪車」という。）の運転に従事している者（この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定大型自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため特定大型自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日（その日以前に大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）を受けた者（附則第六項の規定による大型二輪免許を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日）までの間は、特定大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなす。

3 この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、新府令第二条の表備考の規定によって二輪の自動車とみなされることにより普通自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定普通自動二輪車」という。）の運転に従事している者（施行日前に特定普通自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため特定普通自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日（その日以前に大型二輪免許又は普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けた者（附則第六項の規定による大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日）までの間は、特定普通自動二輪車の運転に従事する場合に限り、普通二輪免許とみなす。

4 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定大型自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新府令第二十四条第六項の規定にかかわらず、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験（次項において「技能試験」という。）において特定大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を行うことができる。この場合において、新府令第二十四条第一項の規定にかかわらず、直線狭路コース及び波状路コースの走行の項目を行わないものとする。

5 公安委員会は、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定普通自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新府令第二十四条第六項の規定にかかわらず、技能試験において特定普通自動二輪車を使用して普通二輪免許の運転免許試験を行うことができる。この場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、直線狭路コースの走行の項目を行わないものとする。

6 公安委員会は、附則第四項の規定による運転免許試験に合格した者に対し大型二輪免許を与えるときにあつては、その者が運転することができる自動車の種類を特定大型自動二輪車及び特定普通自動二輪車に、前項の規定による運転免許試験に合格した者に対し普通二輪免許を与えるときにあつては、その者が運転することができる自動車の種類を特定普通自動二輪車に、それぞれ限定しななければならない。

7 前項の規定による限定は、法の規定（罰則を含む。）の適用については、法第九十一条の規定による限定とみなす。

8 附則第四項の規定により大型二輪免許の運転免許試験を受けようとする者にあつてはこの府令の施行の際現に特定大型自動二輪車の運転に従事している者に該当する者であることを証明する書類を、附則第五項の規定により普通二輪免許の運転免許試験を受けようとする者にあつてはこの府令の施行の際現に特定普通自動二輪車の運転に従事している者に該当する者であることを証明する書類を、それぞれ新府令別記様式第十二の運転免許申請書に添付しなければならない。

9 附則第二項又は第三項の規定により大型二輪免許又は普通二輪免許とみなされる普通自動車対応免許を受けている者は、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定にかかわらず、運転者以外の者を乗車させて特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車を運転することができる。

10 次の各号に掲げる者で、当該各号に規定する大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた日前に特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車の運転に従事していた期間（免許の効力が停止されていたためこれらの自動車の運転に従事することができなかった期間を含む。以下「運転従事期間」という。）についてその者の住所を管轄する公安委員会の確認を受けたものについては、それぞれ運転に従事していた自動車の種類に応じ、当該運転従事期間（大型二輪免許又は普通二輪免許を受けていた期間を除く。）において大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた者とみなして、法第七十一条の四第三項から第六項まで及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。附則第十二項において「令」という。）第二十六条の三の三の規定を適用する。

- 一 附則第六項の規定による大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた者
- 二 施行日から一年六月以内に大型二輪免許又は普通二輪免許（附則第六項の規定による大型二輪免許及び普通二輪免許を除く。）を受けた者で、これらの免許を受けた日から六月以内に附則第二項又は第三項の規定により大型二輪免許又は普通二輪免許とみなされる普通自動車対応免許を受けていたもの
- 三 特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車の運転に従事していた者で、施行日前に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けたもの
- 11 前項の確認を受けようとする者は、運転従事期間を証明する書類を当該公安委員会に提示しなければならぬ。
- 12 附則第六項の規定による大型二輪免許を受けようとする者であつて、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定大型自動二輪車の運転に従事しているもの及び同項の規定による普通二輪免許を受けようとする者であつて、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定普通自動二輪車の運転に従事しているものに対する法第九十条の二第一項の規定の適用については、それぞれ令第三十三条の六第二項第二号イに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第五号に掲げる講習を終了したものとみなす。
- 13 この府令の施行前にした違法駐車行為に係る放置違反金の取扱いに関しては、なお従前の例による。
- 14 この府令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 15 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 16 この府令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

○内閣府告示第二百四十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表備考の規定に基づき、車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

道路交通法施行規則第二条の表備考の内閣総理大臣が指定する三輪の自動車は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 三個の車輪を備えていること。
- 二 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。
- 三 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が四百六十ミリメートル未満であること。
- 四 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。

附 則

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三十三号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。